

# 浄水（給水栓水）における各項目の検査頻度及び設定理由

採水地点：湯平(湯平)簡易水道 2地点 (湯平配水系・畑配水系)  
 湯平(下湯平)簡易水道 1地点  
 若杉簡易水道 1地点  
 下津々良簡易水道 2地点 (高区配水系・低区配水系)  
 塚原簡易水道 1地点

## 水道法に基づく水質検査項目

基準	No	項目内容	項目名	省略可否	基本頻度	実施検査頻度	設定理由
基準	1	一般細菌		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	2	大腸菌		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	3	カドミウム及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	4	水銀及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	5	セレン及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	6	鉛及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	7	ヒ素及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	8	六価クロム化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	9	亜硝酸態窒素			1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応 (数値の変化を確認するため)
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			1回/3月*	1回/月	省略不可能項目として対応 (数値の変化を確認するため)
基準	12	フッ素及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	13	ホウ素及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	14	四塩化炭素			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	15	1,4-ジオキサン			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	17	ジクロロメタン			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	18	テトラクロロエチレン			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	19	トリクロロエチレン			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	20	ベンゼン			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	21	塩素酸		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	22	クロロ酢酸		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	23	クロロホルム		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	24	ジクロロ酢酸		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	25	ジブromokロロメタン		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	26	臭素酸		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	27	総トリハロメタン		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	28	トリクロロ酢酸		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	29	ブromोजクロロメタン		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	30	ブromホルム		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	31	ホルムアルデヒド		不可	1回/3月	1回/3月	省略不可能項目 (3ヶ月に1回は実施が必要と判断したため)
基準	32	亜鉛及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	33	アルミニウム及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	34	鉄及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	35	銅及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	36	ナトリウム及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	37	マンガン及びその化合物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	38	塩化物イオン		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	40	蒸発残留物			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	41	陰イオン界面活性剤			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	42	ジェオスミン			発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	43	2-メチルイソボルネオール			発生時毎月	1回/年	藻類の発生のおそれはないが、確認のため
基準	44	非イオン界面活性剤			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが確認のため
基準	45	フェノール類			1回/3月*	1回/年	水源状況及び過去の結果に問題はないが、確認のため
基準	46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	47	pH値		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	48	味		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	49	臭気		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	50	色度		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)
基準	51	濁度		不可	1回/月	1回/月	省略不可能項目 (毎月1回は実施しなくてはならないため)

○ 次の施設は、右に記載された項目が過去の検査結果値において基準値の5分の1を超えたため、同項目について3ヶ月に1回実施します。

湯平(下湯平)簡易水道 : 蒸発残留物 塚原簡易水道 : 蒸発残留物  
 下津々良簡易水道 (低区) : 蒸発残留物

○ 湯平簡易水道 (湯平配水系)、下津々良簡易水道 (高区配水系) は、中間点であるため、経路中において水質の変化を確認するため、月1回の項目 (赤色・紫色の項目) のみ毎月実施します。

## その他の項目

追加	1	放射性セシウム(セシウム134及び137)	—	—	1回/年	原子力発電所の影響を確認するため
----	---	-----------------------	---	---	------	------------------

○ 放射性物質については、全項目を行う5地点 (湯平簡易水道 (湯平配水系)、下津々良簡易水道 (高区配水系) 以外の地点) において実施します。

## 毎日検査項目

毎日	1	色	不可	1回/日	1回/日
毎日	2	濁り	不可	1回/日	1回/日
毎日	3	消毒の残留効果 (残留塩素)	不可	1回/日	1回/日